

2025年7月28日

補聴器購入助成制度における「市民税非課税世帯」の要件撤廃を求める要望書

要望(代表)者

全日本年金者組合大阪狭山支部

執行委員長 土屋 由紀子

大阪狭山市大野台 3-26-8

〒591-8501

要望理由

加齢性難聴はコミュニケーションを困難にし、鬱や認知症の危険因子になることが指摘されています。難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで本来脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられており、政府においても加齢性難聴対策に積極的に取り組んでいます。

大阪狭山市でも、令和6年から加齢性難聴者の補聴器購入助成制度を創設していただきました。

しかし、「市民税非課税世帯」限定という厳しい制約があります。

加齢性難聴は低所得者だけではなく、高齢者に等しくおこる可能性があります。

「市民税非課税世帯」という制約を撤廃することは、制度の利用を促進し、大阪狭山市における補聴器購入助成制度創設にあたっての「高齢者の積極的な社会参加や地域交流を促進する」趣旨をさらに生かすことになると考えます。

要望項目

加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成要件の「市民税非課税世帯」という制約を撤廃してください。

以上

